

雇用保険の適用拡大について

「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成22年3月31日に成立。

(施行は平成22年4月1日)

1 適用拡大の趣旨

- 平成20年後半以降の厳しい雇用失業情勢は、非正規労働者の雇用の安定に大きく影響を与えた。
- 雇用保険の適用範囲を拡大することで、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化を図る。

2 適用拡大の内容

- 雇用保険の適用要件である「6月以上の雇用見込み」を「31日以上の雇用見込み」に緩和。
- これにより、新たに約255万人が、雇用保険の適用対象となる見込み。

※ 雇用保険の適用拡大に伴って増大する事業主の事務手続の負担を軽減するため、届出の添付書類の簡素化を同時に行っているところ。

(内容：これまで加入の届出時に必要であった、労働契約書や賃金台帳などの添付書類を原則として不要とするもの。)

3 周知の状況

<厚生労働省の取組>

- 厚生労働省ホームページに掲載（トップページ「重要なお知らせ」に掲載）
- 全適用事業所（約200万事業所）に制度改正をハガキにて直接連絡予定
- ハローワーク等におけるリーフレットの配布、ポスターの掲示
- その他
使用者団体、労働者団体、社労士会連合会などに周知を依頼